平成２２年（フ）第１３５号
千葉県野田市中根221番地
債務者　三浦　丈志
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１５３号
千葉県流山市江戸川台東１丁目292番地の33グランデージュ103
債務者　古屋敷恭子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１６号
石川県小松市四丁町に36番地　県営住宅１号棟301号
債務者　井口英二郎
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第１７号
石川県加賀市山中温泉上原町ハ64番地
債務者　山本　昌彦
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第１３７号
福岡県遠賀郡水巻町立屋敷２丁目16番12号
債務者　西野スエ子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０号
福島県東白川郡塙町大字上石井字井戸入13番地１
債務者　山本眞喜子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第１３８号
長野県下伊那郡下條村睦沢7852番地の33
債務者　丸山陽之助
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第１３９号
長野県下伊那郡下條村睦沢7852番地の33
債務者　丸山　明子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第１４０号
長野県下伊那郡下條村睦沢7852番地の33
債務者　丸山　実美
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第１４１号
長野県下伊那郡下條村睦沢7852番地の33
債務者　丸山美千代
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第４０号
松江市一の谷町８番３－１号　コーポ一の谷101号
債務者　伊藤　篤哉
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８号
長崎県南島原市南有馬町丙3229番地
債務者　菅　　友希（旧姓島田）
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第１９号
長崎県南島原市深江町丁7419番地
債務者　松永　順子（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第４１０号
名古屋市緑区鳴海町字八ツ松17番地の10　メゾン・ド・Ｋ’Ｓ―102号
債務者　髙田　裕次
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６８０号
北九州市門司区旧門司１丁目５番28―205号
債務者　佐藤日出夫
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１６号
福岡県遠賀郡水巻町おかの台１番203号
債務者　河野　ミキ（旧姓小畑）
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８０号
北九州市八幡西区浅川台３丁目17番５号
債務者　碓井　嘉久
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１５６号
福岡県遠賀郡岡垣町大字三吉505番地　県営三吉住宅１―411号
債務者　糸山　高義
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部